学校において予防すべき感染症の出席停止措置について

学校保健安全法第１９条により，生徒が感染症にかかった場合，学校での蔓延・流行を防ぐため出席停止の措置をとることができます。下記の感染症と診断された場合は，主治医より指示のあった期間は登校を控え，ご家庭でゆっくり療養され，「登校可」の診断後，登校するようにしてください。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間		
学校保健法	疾病名	出席停止期間
第一種	感染症法の一類，二類	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後五日を経過し，かつ，解熱した後二日を経過するまで
	新型コロナウィルス感染症	発症した後五日を経過し，かつ，症状軽快後一日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで，または五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後三日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺炎の腫脹が発現した後五日を経過し，かつ，全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで
	結核および髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ　細菌性赤痢　パラチフス 腸チフス　腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎　急性出血性結膜炎 その他の伝染病	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

措置に係る手続きについて

１．医師の診断を受けたら診断疾病名をお知らせください。

２．出席停止の措置をとる場合は，医師による罹患証明が必要です。病院で発行される診断書が原則となります。しかし，病院などのご厚意により，学校の発行する罹患証明に記載していただける場合は，下記へ記入をお願いしてください（但し，学校発行の罹患証明でも費用の負担が生じる場合があります)。

証明書は，生徒が回復し登校する際，学級担任へ提出してください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・き・・り・・と・・り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

学校感染症　罹患証明書

年・組	真和中学・高等学校　　年　　組
氏　名	
診断疾病名	
出席停止の必要期間	月　　日　～　　月　　日
備　考	

上記のとおり証明します。

令和　　年　　月　　日

医療機関名

医師名　　印